

前橋市監査委員公表第10号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年8月27日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年7月19日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公益財団法人前橋市まちづくり公社】</p> <p>1 使用料の払い込みについて（指摘事項） 市民文化会館、同大胡分館及び市民体育館の使用料の払い込みにおいて、指定管理業務仕様書では、翌日（翌営業日）までに金融機関に納入することと規定しているが、特別な事情もなく遅延しているものが多数あった。 指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>2 使用料等の管理事務について（要望事項） 市民文化会館大胡分館の使用料等の管理事務において、売り上げ日計表の記載で、実際の収入日とは異なる日を収入日としているものが見受けられた。また、同日計表や収納・納付整理簿の記載誤りなども見受けられた。 使用料等については、職員間で共通認識のもと、正確な帳簿を作成して管理するとともに、事故防止や不正防止の観点から、複数人でのチェック体制を整えるなど、より適正な管理事務を行うように努められたい。</p>	<p>使用料の払い込みについては、市民文化会館、同大胡分館及び市民体育館における使用料の納入に関する遅延が今後は生じないように適正に処理するように改善した。</p> <p>使用料等の管理事務については、売り上げ日計表、収納・納付整理簿の記載誤りについて、適正に事務処理を行うよう臨時職員を含め、複数人でチェックするように改善した。</p>

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年7月20日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公益財団法人前橋市まちづくり公社】</p> <p>1 施設の維持保全について（要望事項） 前橋総合運動公園ほか41施設において、施設の実査を行ったところ、王山運動場では中庭に敷設された路面材の隆起、清里方面運動場ほかの施設では場内に設置した施設利用案内板の表示面の劣化、粕川西部運動場ではネットフェンスの破損など多くの施設で修繕や保全を要する箇所が見受けられた。 公の施設の管理に関する基本協定書のとおり指定管理者が行う修繕も含め、施設所管課と協議し、適切な維持保全の措置を講じられたい。</p> <p>【監査対象所属：スポーツ課】</p> <p>1 行政財産の目的外使用許可について（指摘事項） 千本桜野球場において、場内にコンテナ型の収納庫などの構造物が設置されているが、財務規則第196条で規定する行政財産の目的外使用許可の手続きを行っていないものがあつた。 財務規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>2 施設の維持保全について（要望事項） スポーツ課で所管する前橋総合運動公園ほか23施設において、施設の実査を行ったところ、王山運動場では中庭に敷設された路面材の隆起、清里方面運動場ほかの施設では場内に設置した施設利用案内板の表示面の劣化、粕川西部運動場ではネットフェンスの破損など多くの施設で修繕や保全を要する箇所が見受けられた。 財務規則第184条第1項第2号では、主務課長はその事務を所掌する公有財産について、常に維持保全状況の適否を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定していることから、当該箇所について、指定管理者と締結した公の施設の管理に関する基本協定</p>	<p>施設の維持保全については、前橋市市有施設簡易点検マニュアルに定められた各施設の自主点検を励行し、事後保全・予防保全に努めることとした。</p> <p>また、指摘のあつた施設の修繕や保全を要する箇所については、専門の業者から見積もりを徴するなどを行い、その結果について前橋市と協議し、修繕や適切な維持保全の措置を講じることとした。</p> <p>千本桜野球場に設置されたコンテナ型の収納庫などの構造物については、財務規則第196条で定める行政財産の目的外使用許可の申請手続きを行うよう改善した。</p> <p>施設の維持保全については、施設所管課として常に維持保全状況を把握し、指定管理者と綿密に連携を取りながら適切な維持保全を行うこととした。</p> <p>また、指摘のあつた施設の修繕や保全を要する箇所において、所管課としての措置が必要な高額補修工事となった場合は、財政課と予算面で協議し対応することとした。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>書に基づき指定管理者が行う修繕も含め、施設所管課として適切な維持保全の措置を講じられたい。</p> <p>3 備品購入の責任分担について（要望事項）</p> <p>指定管理者が管理するスポーツ課所管施設の備品において、指定管理料で購入した備品には、指定管理期間を超えて継続使用すると考えられる備品が含まれていたが、指定管理者に帰属する備品となっていた。また、公の施設の管理に関する基本協定書では、備品等の保管責任については定めがあるものの、指定管理料で購入した備品の帰属先について、同協定書や指定管理業務仕様書で規定していない状況であった。</p> <p>長期間に渡り施設の基本的な管理運営に必要となる備品は、市に帰属させることが望ましいと考えられるため、購入備品の帰属先等における市と指定管理者の責任分担について、同協定書や指定管理業務仕様書で明確に規定し、施設の安定した管理運営に努められたい。</p>	<p>指定管理者が管理するスポーツ課所管施設の備品については、協定書や指定管理業務仕様書において、市に帰属する旨を明確に規定することを決定した。</p>

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年7月18日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公益財団法人前橋市まちづくり公社】</p> <p>1 利用料金について（指摘事項）</p> <p>(1)利用料金の決定について</p> <p>前橋テルサのホール等使用の利用料金において、利用料金算定時の端数処理の運用を、市の承認を受けずに決定していた。</p> <p>利用料金の取り扱いについては、前橋テルサの設置及び管理に関する条例、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>(2)利用料金の算定について</p> <p>前橋テルサのホール使用の利用料金において、準備又は練習で使用する際の利用料金の算定誤りや入場料徴収の有無による利用区分の適用誤りが見受けられた。</p> <p>利用料金の算定については、チェック体制を強化するなど内部統制機能を高め、前橋テルサの設置及び管理に関する条例、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p>	<p>利用料金の決定については、平成30年5月18日付け協議（平成30年5月21日回答）により、使用料に端数が生じた場合は、10円未満を切り捨てた金額を利用料金とするよう、前橋市から承認を得て改善した。</p> <p>利用料金の算定については、ホール利用内容に応じて適正な利用料金徴収を行えるよう、予約後の受付処理内容を複数の係員がチェックする体制に改め、確実な事務処理に向け改善を行った。</p>

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年7月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公益財団法人前橋市まちづくり公社】</p> <p>1 駐車場駐車料金の徴収について（指摘事項） 千代田町二丁目立体駐車場定期駐車料金の徴収において、市営駐車場条例施行規則第4条第6項では、定期駐車券を月の途中から発行する場合の料金は1か月定期駐車券料金に発行の日から当該月の末日までの日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と規定しているが、1か月定期駐車券料金を徴しているものがあった。また、城東町立体駐車場において、利用者から徴収した駐車料金を他の利用者への返還金として充当していた。</p> <p>市営駐車場条例、同条例施行規則、公の施設の管理に関する基本協定書及び業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：にぎわい商業課】</p> <p>1 施設の維持保全について（指摘事項） 千代田町二丁目立体駐車場において、用途、規模からして耐火建築物とすべき建築物であるが、その主要構造部である鉄骨ばりの部分ではりを耐火上防護している被覆材が複数箇所剥離、剥落している状態であった。</p> <p>建築基準法第27条第2項及び同法施行令第107条第1項第1号では、耐火建築物としなければならない建築物の主要構造部であるはりについては耐火構造とし、当該部分に通常の火災による火熱が、はりにおいて1時間、若しくは2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることと規定していることから、当該部分について、施設所管課として建築基準法及び同法施行令の規定に適合した耐火性能を満たす耐火構造と</p>	<p>千代田町二丁目立体駐車場定期駐車料金の徴収で、1日分を日割り計算せずに誤徴収した件については、当該利用者に誤徴収があったことをお詫びし、還付手続きについて説明を行ったことにより、利用者は6月13日に前橋市所管課へ返金手続きを行った。</p> <p>日割り計算については、月の途中で発行する定期駐車券精算時に、配置してある日割り計算の早見表を確実に使用するよう管理員に周知し、更に、事務局で確認を行うよう改善を行った。</p> <p>城東町立体駐車場において、利用者の駐車料金を別の利用者への返還金として充当した件については、利用者に対して徴収した金額は返金できない旨の説明を徹底するとともに、職員に対しては公金の扱い方について再確認を行った。</p> <p>今後、市営駐車場条例、同条例施行規則及び仕様書に則り、適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>千代田町二丁目立体駐車場について、建築基準法第27条第2項で定められた耐火建築物に該当するため、同法施行令第107条第1項第1号の規定に適合した耐火性能を満たす耐火構造となるよう、はり部分の耐火被覆補修工事を発注し、改善することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>なるように、指定管理者と締結した公の施設の管理に関する基本協定書に基づき指定管理者が行う修繕も含め、改善の措置を講じられたい。</p>	

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年7月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公益財団法人前橋市まちづくり公社】</p> <p>1 年度計画書について（指摘事項） 群馬総社駅前駐車場ほか13施設の年度計画において、公の施設の管理に関する協定書第10条第1項では、指定管理者は、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得なければならないと規定しているが、平成30年度の年度計画書を提出していなかった。 公の施設の管理に関する協定書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：道路管理課】</p> <p>1 備品の管理について（指摘事項） 指定管理者が管理する道路管理課所管施設の備品において、市所管課として、財務規則第230条で規定する備品確認を行っていなかった。また、公の施設の管理に関する協定書では、別紙に示す備品等を良好な状態に保つよう指定管理者に求めているが、本監査で内容確認を行うまで、別紙を作成しておらず、指定管理者に対する備品の管理についての指示が不十分な状況であった。 財務規則、公の施設の管理に関する協定書にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>2 内部統制機能の強化について（要望事項） 道路管理課所管施設の指定管理者に関する事務において、他の所管所属と比較すると、契約事務、財産管理事務、出納関係事務、文書事務等で、基本的な事務誤りが多く確認され、内部統制機能が働いているとは言い難い状況であった。このことは、担当する職員の認識不足だけでなく、係員相互での確認作業が不十分なことや管理職によるチェック体制が機能していないことなどが起因しているものと考えらる。 指定管理者に関する事務の執行にあたっては、施設の状況を正確に把握したうえで指定管理者に適切な指導を行い、安定した施設管</p>	<p>年度計画書については、監査の指摘を受け平成30年度駅前駐車場・駐輪場管理運営事業計画書を平成30年5月28日に前橋市に提出を行い6月6日に承認を得た。 次年度以降は公の施設の管理に関する協定書に則り、会計年度末までに次年度計画書を提出し承認の徹底を確認した。</p> <p>備品の管理については、監査の指摘を受け改めて駐輪場・駐車場管理運営に使用する備品確認を行ったうえで、別紙を作成し前橋市まちづくり公社に交付のうえ、改めて備品管理の指示を文書により行った。また、毎年8月には財務規則第230条の規定に基づき備品確認を行うこととした。</p> <p>内部統制機能の強化については、監査委員の指摘のとおり担当職員の業務理解と認識不足、職員相互での確認不足、さらには管理職によるチェック体制の不十分さが原因により多くの事務誤りが発生する事態となってしまった。 指定管理者に関する事務の執行にあたっては、公の施設の管理に関する協定書、前橋市自転車等駐車場及び前橋市営駐車場指定管理業務仕様書に則り適正な業務遂行を行うことで施設の利用状況や実態を正確に把握し、安定した施設管理に努めることとした。 また、事務処理手続きの基本に立ち返り、</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>理に努める必要があることから、内部統制機能の強化を図るとともに、管理職を始めとして職員一人ひとりが、前例踏襲することなく、事務処理手続きの基本に立ち返り、適正な事務の遂行に努められたい。</p>	<p>文書による確認・協議・報告を基本として管理職及び事務担当者との相互のチェック体制を構築することにより改善を図っていくこととした。</p>